

かてい えんごじぎょう

# 家庭援護事業

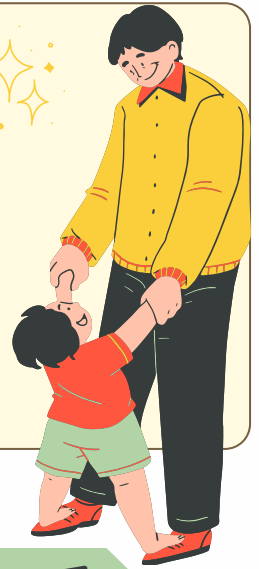
横浜市に住む障害児者を養育するご家庭の負担の軽減と障害児者の生活向上を目的としています。友人や近隣の方などがボランティア（本事業では「家庭奉仕員」と呼びます）として登録し、障害児者の預かりや見守りなどを行う身近な地域での支え合い活動です。

※この事業は、横浜市社会福祉協議会 障害者支援センターが実施しています。

## 利用例

- ・通院、学校行事、冠婚葬祭などの際の  
自宅や家庭奉仕員宅での預かり、見守り
- ・学校や保育園、病院などへの送迎
- ・介助、遊び相手、学習指導
- ・公園や公共施設等での、生活向上のための  
余暇活動（スポーツ、カラオケ、音楽）の付き添い

※保護者の就労を維持・継続することを目的とした利用はできません。



## ご利用にあたって

- ・横浜市内在住の障害児者
- ・年齢や障害種別は問いません。
- ・本事業の利用料負担はありません。
- ・利用は30分単位です。
- ・利用にあたっては、事前に福祉活動  
団体を通じた登録が必要です。

（年度途中の登録も可能です。所属団体にご相談ください）



## 家庭奉仕員について

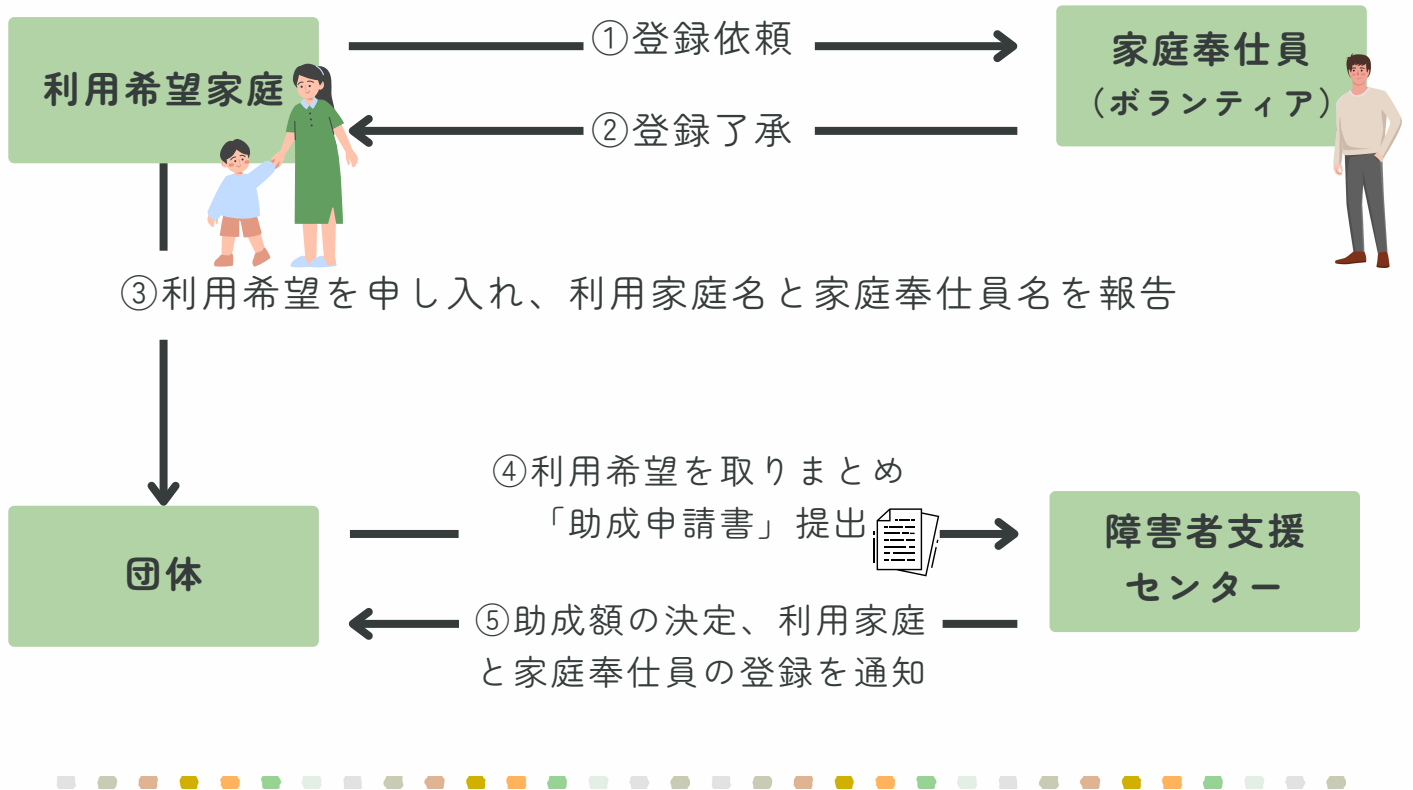
- ・横浜市内在住の18才以上の方
- ・資格・経験は不要です。
- ・家族や親族は登録できません。
- ・活動にあたっては、事前に福祉活動  
団体を通じた登録が必要です。  
（年度途中の登録も可能です。）
- ・報酬として30分400円（1時間800円）  
を福祉活動団体より支払います。

※ヘルパー制度、保育室、子育てサポートシステム、障害児地域訓練会など、他制度との同時利用はできません。

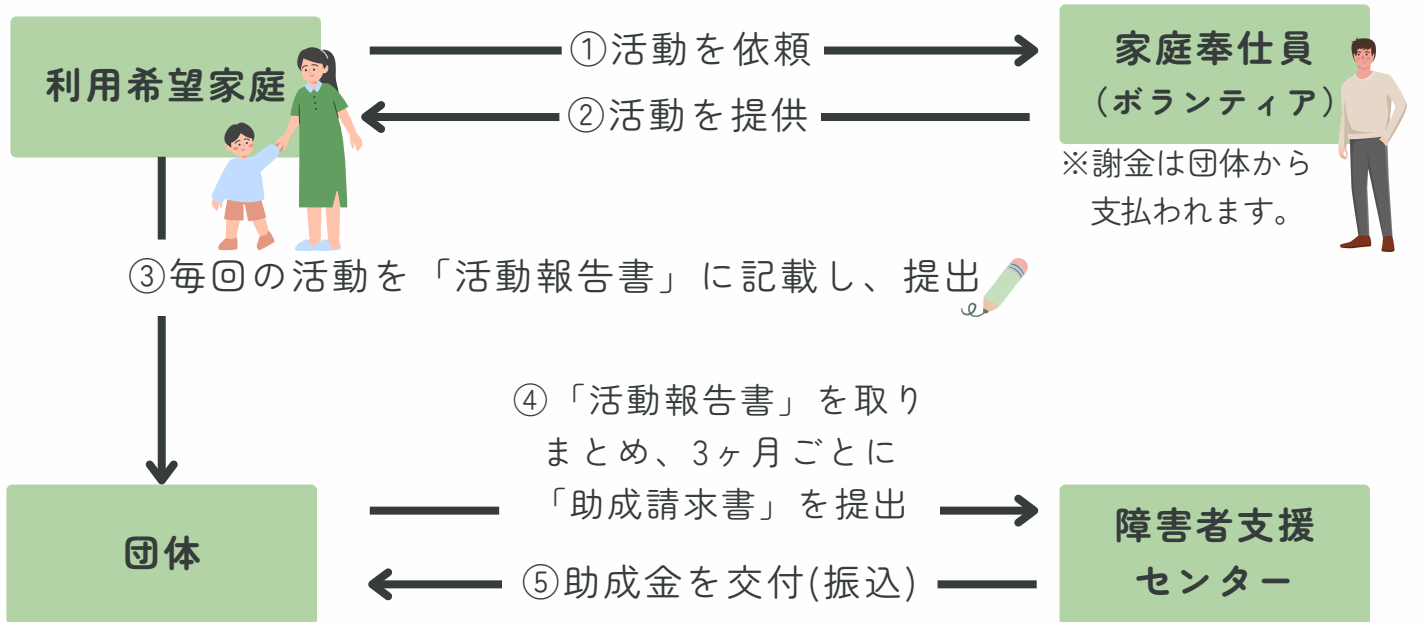
## お問い合わせ

- ・お住まいの区の福祉活動団体（障害児地域訓練会など）
- ・社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター（☎681-1211）

## (1) 登録手続きから決定まで



## (2) 活動依頼から支払いまで



## その他

- ・ 福祉活動団体として、障害児地域訓練会などがあります。
- ・ 複数の家庭奉仕員の登録および利用が可能です。
- ・ 利用にあたっては事業の趣旨、目的をご理解いただき、適正利用をお願いします。

